

Ⅲ 関係各課等との協議結果

1. 大田原市関係課

部署	指導事項等	対応策
政策推進課	特になし	-
危機管理課	特になし	-
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出を要する。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出を要する。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応すること。 ・住居付近の室外機については、騒音及び低周波の低減に努めること。なお、苦情があった場合には真摯に対応すること。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情に対しては、基準内であっても作業時間の変更等を検討し、周囲に最大限配慮すること。 ・事業系一般廃棄物は市の許可業者に依頼するか、自ら適正に処理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出いたします。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出いたします。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応します。 ・住居付近の室外機については、騒音及び低周波の低減に努めます。苦情があった場合には状況を確認し適切に対応します。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情に対しては、基準内であっても作業時間の変更等を検討し、周囲に最大限配慮します。 ・事業系一般廃棄物は市の許可業者に依頼するか、自ら適正に処理します。
道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口 No.2 の運用について協議を要する。 ・一般車両の誘導方法について説明を要する。 ・夜間封鎖の設備について説明を要する。 ・No.2 乗入口については、従前の土地利用計画と形状が異なるため、市道との交差部が不規則となり、安全性が担保できない状態であるため、乗入口の必要性や通行の安全対策について十分に協議・検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口 No.2 の運用について、搬入車両の入出庫は行わず現状と同様に来客車両の入出庫のみとします。 ・チラシやHP等により開店前より周知を行います。なお、出入口 No.2 においては、広域誘導は行わず、出入口 No.1 から来店するよう誘導を行います。 ・営業時間外は店舗内機械警備により引き続き確認を行います。変更後に万が一、慢性的に敷地内侵入が見受けられる場合には地元警察と相談し適切な対策を検討します。 ・先日協議した内容を計画に反映いたします。安全対策としてカーブミラーや指導停止線の設置、注意看板設置等を行い、安全対策を行います。

都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置、許可申請のため、担当課との協議を求めます。誘導サイン配置図、一覧図において、屋外広告物の形状等によっては許可できないものがあります。 ・ 駐車場法、バリアフリー法の各規程を遵守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置、許可申請を期日までに行います。 ・ 駐車場法、バリアフリー法の各規程を遵守いたします。
商工観光課	特になし	-

2. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
資源循環推進課 担当:山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	・ 指導事項等なし	-
環境保全課 担当:篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・ 変更後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をお願いします。(回答不要)	・ 周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をいたします。
警察本部 交通規制課 担当:金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	○令和7年12月15日、事前協議終了 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	-
経営支援課 担当:石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	・ 指導事項なし	-